

地方自治法第199条第5項の規定による工事監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

平成25年8月23日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大出孝幸

記

1. 監査の種類 地方自治法第199条第5項の規定による監査
(工事監査)
2. 監査の期日 平成25年8月5日
3. 監査の対象 栃木市役所新市庁舎整備工事(建築工事)
4. 監査の方法
設計書が、合理的かつ能率的に設計されているかどうかを計画概要書等に基づき、技術的な面から監査した。
なお、技術的な調査は、NPO法人 地域と行政を支える技術フォーラムの協力を得て実施し、関係者から計画概要等の説明を受けた後、建設予定地の確認をし、その後、設計図書等の提出を求め設計状況等を実査した。
5. 監査にあたった技術士
(NPO法人) 地域と行政を支える技術フォーラム
工学博士、技術士(建設部門) 一級建築士 原田敬美
昭和24年3月20日 第24446号登録
6. 監査の結果
次のとおり

工事監査に伴う技術調査報告書

栃木市役所新市庁舎整備工事(建築工事)

平成25年8月22日



目 次

担当技術士一覧

まえがき	-----	1
第1章 調査概要	-----	1
1.1 調査目的	-----	1
1.2 調査実施日	-----	1
1.3 調査場所	-----	1
1.4 出席者	-----	1
1.5 日程	-----	2
1.6 調査方法	-----	2
1.7 工事概要	-----	3
第2章 調査業務内容	-----	4
2.1 計画	-----	4
2.2 基本設計	-----	5
2.3 実施設計	-----	5
2.4 積算	-----	8
2.5 契約	-----	8
2.6 工事監理	-----	9
2.7 施工	-----	9
第3章 総合評価	-----	11
むすび	-----	11

総合管理技術士

理事長

原田 敬美 技術士（建設部門）
登録No. 24446
博士（工学）

理事

森田 裕之 技術士（機械部門）
登録No. 7123

部門統括技術士

建設委員長

岡 孝夫 技術士（建設部門）
登録No. 16663

担当技術士

会員

原田 敬美 技術士（建設部門）
登録No. 24446
博士（工学）

NPO 法人地域と行政を支える技術フォーラム

〒106-0032

東京都港区六本木 3-14-9 妹尾ビル 4F

TEL/FAX 03-3403-2325

まえがき

本工事調査報告書は栃木市との契約に基づき、表記工事に対して技術的側面についての調査及びヒアリングを行い、その適否、あるいは問題点の把握・分析を行い、改善案（助言、勧告）を提示し、工事監査参考資料として作成し提出するものである。

第1章 調査概要

1.1 調査目的

本報告書は、専門技術者の立場から主として、当該工事に係る①計画、②設計、③積算、④工事監理、⑤施工管理等に関する事項に対して調査を実施し、これらの諸事項に係る妥当性、公正性、適正性、経済性、公平性の確認と必要な助言、勧告を行うことを目的としたものである。

1.2 調査実施日

平成25年8月5日（月）

1.3 調査場所

栃木市第5会議室及び現地

1.4 出席者

午前：書類調査

代表監査委員	板倉 安秀
監査委員	大出 孝幸

総合政策部

総合政策部長	赤羽根 正夫
まちなか土地利用推進室 室長	國保 能克
室長補佐(まちなか土地利用推進 TL)	臼井 一之
主査	栃木 幸夫

都市整備部

都市整備部長	佐藤 理希
建築課長	枝 富二夫
建築課主幹	長 智
課長補佐(建築チームリーダー)	稲田 菊二
技師	小澤 弦

総務部

契約検査課長	榎本 佳和
主幹(契約チームリーダー)	坂田 知司
課長補佐(検査チームリーダー)	渡辺 精一
主査	高森 康弘

監査委員事務局

局長	田沼 正
次長	宮脇 康子
副主幹兼監査チームリーダー	野中 繭実子
主任	俣平 英彦

(設計業者)株式会社荒井設計マネージャー	小林 孝宏
(工事監理業者)株式会社酒井建築設計事務所	荒井 英樹

技術士	原田 敬美
-----	-------

午後：工事現場調査

栃木市及び技術士(部長を除き午前中と同様)

館野・牧田特定建設工事共同企業体 現場代理人兼監理技術者 大久保 忠

1.5 日程

平成 25 年 8 月 5 日 (月)

- 10 時 00 分 工事概要説明, 書類審査, 質疑
- 12 時 00 分 休憩
- 13 時 15 分 現地調査 質疑
- 14 時 30 分 調査終了
- 15 時 00 分 講評
- 15 時 35 分 終了

1.6 調査方法

調査は、仕様書に基づき実施したものであり、その概要、手順は以下のとおりである。

- ① 担当部課による工事経過、概要の説明
- ② 基本設計図書の調査
- ③ 特記仕様書の調査
- ④ 実施設計図面の調査

- ⑤ 積算書の調査
- ⑥ 工事監理状況の調査
- ⑦ 施工管理状況の調査
- ⑧ 契約の調査
- ⑨ その他

以上の事項について、担当課及び関係各位からのヒアリング、質疑応答、書類を基に調査を行ったものである。

1.7 工事概要

工事件名	栃木市役所新市庁舎整備工事(建築工事)		
工事場所	栃木市万町地内		
発注者	栃木市長 鈴木 俊美		
所管課	総合政策部まちなか土地利用推進室、都市整備部建築課		
設計	基本設計・実施設計 株式会社荒井設計		
	業務価格	66,097,500 円(消費税含む)	
	契約変更後	70,277,550 円(消費税含む)	
	履行期間	平成 24 年 6 月 26 日～平成 24 年 12 月 12 日	
	契約変更後	平成 24 年 6 月 26 日～平成 25 年 2 月 15 日	
構造	庁舎棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	6階建
	駐車場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	7階建
敷地面積	庁舎棟	6,265.83 m ²	
	駐車場棟	3,686.06 m ²	
建築面積	庁舎棟	5,553.51 m ²	
	駐車場棟	2,331.00 m ²	
延面積	庁舎棟	23,024.68 m ²	
	駐車場棟	16,283.31 m ²	
工事内容	防水改修工事、外壁・外部改修工事、建具改修工事、内装改修工事、エレベーター・エスカレーター改修工事、躯体改修工事、撤去工事、発生材処理		
受注者	舘野・牧田特定建設工事共同企業体		
	工事請負額	850,500,000 円(消費税含む)	
	工事期間	平成 25 年 3 月 26 日～平成 25 年 12 月 25 日	

第2章 調査業務内容

2.1 計画

(1) 栃木市上位計画での位置づけ

平成22年3月旧1市3町対等合併新市がスタートした時、新市まちづくり計画を策定した。その際、庁舎整備の方針として、市庁舎は当分の間旧栃木市庁舎を活用し、老朽化が著しいので新市で新市庁舎を検討するとした。

中心市街地に立地する百貨店が平成22年7月下旬に、撤退を決定したことに伴い、急遽新たな市庁舎としての利用の検討を始めた。

本事業は栃木市の従前の総合計画で位置づけされていないが、急な事態の変化に対応した内容であり、適切な判断と言える。

なお、新市まちづくり計画(合併市町村基本計画)平成25年2月策定の栃木市・岩舟町合併協議会では、「第7章公共施設の統合・整備」の「3 庁舎整備の方針」で「新市の庁舎については、市庁舎は栃木市役所(注：旧福田屋百貨店栃木店を改修し、新庁舎として平成25年度に移転予定)と記載されている。

本事業は従前の上位計画に位置付けられていないが、中心市街地で廃業となった百貨店の利活用という緊急課題に対応したもので、適切である。

(2) 経過

平成22年7月福田屋の撤退が報道された。商工会議所、商店街連合会が、買い物弱者のための一体利用の要望書の提出、10月に市役所は大規模店舗閉鎖に伴う利活用の検討を始めた。12月福田屋は店舗を無償譲渡したいと市役所に申し入れ、市役所はさらに具体的な検討を始めた。検討の手順は適切である。

(3) 計画策定体制

市役所は福田屋百貨店閉店対策検討委員会と部会を設置した。検討委員会は学識経験者が委員長に就任、副市長、副議長、地域協議会の代表4名、地元商工会議所、商店街連合会が委員に就任した。平成23年10月から24年3月までの間4回委員会を開催した。また、部会は副市長、部長職、市議会議員から構成され、23年11月から24年3月までの間8回部会を開催した。福田屋百貨店は平成2年の建築で、新耐震基準に基づいて設計、建設されており、検討委員会は旧百貨店利活用することが望ましいと答申した。

24年2月パブリックコメント、住民説明会を11回開催し、市民意見聴取を行い、最終的に市庁舎として利活用する方針を決めた。

職員、議員、市民の多くが計画策定に関与した。計画策定体制は適切である。

(まとめ)

本事業は上位計画に位置付けられていないものの、合併に伴い市庁舎建設が必要とされる中、中心市街地の中に廃業となった百貨店の利活用の検討という急な事態の変化に対応した内容である。職員、議会、市民等多くの関係者が検討に参加した。本事業は必

要であり、手続き、方法、内容は適切である。また、既存ストックの活用、CO2の抑制、市街地の活性化の観点から有意義な事業である。

2.2 基本設計

全体の工程の都合で、基本設計と実施設計は同時進行である。基本設計を設計事務所に委託し、庁内に市庁舎整備検討委員会を設置、24年6月～9月まで4回開催、委員会の下に検討部会を設置、6月～9月まで部会を開催、6月に職員アンケートを実施、市庁舎整備市民検討会を7月～9月まで開催、地域協議会を8月に開催、パブリックコメントを8月に実施し、基本設計の内容に反映させた。

平面について、1階は従前の福田屋の状態を維持し、街中に賑やかさを演出し、利便性を高めるため半分を商業とし、残りを市役所(2階以上)へのアクセスホールとした。

既存の入り口を活用、通常アクセスとし、また、立体駐車場からのアクセスを主なものとし、また、商品搬入口を当直室として利用、集中制御した。

既存建物はそのまま使うこととし、一部補修をする。一方で堅樋がまっすぐ上階に伸びており、侵入の恐れがある。通常バルコニーの扉は施錠されているが、防犯の観点から樋からの侵入防止対策、バルコニー扉の鍵の方式等について検討を要する。

環境配慮について、屋上には45kwの太陽光発電を設置(実際は20kw)また、風力発電を検討する。しかし、常時風がない立地である風力発電は難しい。2階にライトシェルフを設置し、ワンルーム状オープンプランの事務室に昼光が行き渡るように考慮した。

3階、4階では窓側に小部屋があり、ライトシェルフは検討しない。

従前の建築外壁内側には断熱材はない。コンクリート壁に硬質ウレタン15mmを吹き付け、断熱性能を向上させた。既存の状態を活かすことを原則とし、ガラスはフロート5mmであるが、そのまま活用することにした。断熱性能の高いペアガラスに変更することが理想であるが、コスト的に無理と判断した。開口部はクリーニングし、シーリングの打ち替えをすることとした。

駐車場について、既存の駐車場で利便性向上のため3台を2台分とし、約600台規模だった駐車場を396台(身障者含む)とした。

(まとめ)

基本設計は、設計の諸条件、諸要素を決め、実施設計につなげるための資料であり、多くの関係者が参加し、十分な内容が作成されている。

なお、新庁舎は築後23年経過しており、今後、庁舎の長寿命化のため長期修繕計画書を策定し、適切な維持管理が必要である。

2.3 実施設計

実施設計図書は、積算、施工に必要な十分な内容が作成されている。一部細かい点で課題がある。

図面 A-1 改修特記仕様書(その 1)6 電気保安技術者が必要とされ、現場事務所で第一種電気工事士免状を確認した。また、15 の技能士の欄でアスファルト防水、ウレタンゴム、建築塗装、ビルサッシ、ガラス工事等で技能士資格が要求されているが、同様、各分野の技能士の証明書を確認した。27 環境対策で(1)騒音振動対策、(2)排出ガス対策、(3)グリーン購入について規定されているが、(1)、(2)については工事写真でシールを確認、(3)グリーン購入では、サッシ、吹付断熱材、ネットワークフロア等が該当することをカタログで確認した。

図面 A-2 改修特記仕様書(その 2)の 4 外壁改修工事共通事項で、調査方法が記述されている。なお、積算のため、事前に北外壁面の E 通りの 2 スパンを高所作業車で目視調査し、タイルの浮き、割れを確認し、全体数量を想定した。今回は厳しい工期での基本設計、実施設計であるが、本来は設計作業の前に外壁の調査を別途すべきである。

図面 A-7 構造概要書及び外部仕上表で、右側に製造所の具体名が記載されている。公共事業であり、特定企業名の記載は避け、3 者例示とすべきである。

図面 A-8 内部仕上表で、床仕上げフリーアクセスに関連し情報インフラは別発注である。今後、調整し、施工予定である。

図面 A-14、1 階平面図の風除室が北側と東側の 2 ヶ所ある。自動扉の開閉時、扉が滞留者に衝突する恐れがある。安全確保のため衝突防止対策を検討する必要がある。なお、4 階の駐車場からの出入り口には設置されている。

図面 A-15、2 階平面図②通りと③通り、A 通り、B 通りの間に給湯室が隣接し 2 ヶ所配置されている。異なる部門が同時に使用する可能性に配慮し、シンクの数を想定し、間仕切り壁で分けた。なお、給湯室に隣接してパイプシャフトがない場合は、床下に配管、横引きで給排水の経路を確保している。他の階にも同様の例がある。

⑤通りと⑥通りにある女子トイレはトイレブースと手洗いスペースが分離されており、適切な設計内容である。

⑤通りから⑧通り、C 通り、D 通りに銀行、会計課、税部門等は現金を扱う。銀行は間仕切り壁を設置、会計課はフリーアクセスに高さのあるキャビネットを配置し、防犯上の配慮をした。防犯カメラを設置する予定である。また、相談室にも緊急時対応の警報ランプを設置する予定である。防犯対策のさらなる検討が必要である。

2 階に職員の休憩スペース、喫煙室はないが、喫煙コーナーは 3 階、4 階に、職員休憩室は 6 階に配置した。4 階の喫煙室は奥まっており、死角となるので防犯対策等配慮が必要である。職員休憩室には横臥できるスペースがあることが望ましい。

一部の空間で、床仕上げがフリーアクセスになっていないところがある。コストの理由で、個室状の部屋は、配管を壁等に設置するとのことである。

図面 A-13、5 階平面図で、中央に議場吹抜と記載されている。新規に作る吹抜けであり、新規工事である旨記載すると分かり易い。

図面 A-22 立面図(1)(撤去図)と A-24 立面図(1)(改修図)と比較すると、その違いが分

かりづらい。撤去部分と改修部分が明確に理解できるよう、製図上配慮があると分かり易い。北立面図の縦樋含む他の縦樋は上階への侵入経路となる恐れがあり、防犯対策の検討が必要である。

図面 A-26 断面図で、製図の作法として、キープランが必要である。

図面 A-58 断面詳細図(1)で一部天井懐が深い箇所がある。地震対策上天井下地に触れ止めが必要である。特記仕様書 A-7 に記載されているとのことであるが、図面にもその旨記述すると分かり易い。

1 階床は従前の仕上材を活用し御影石本磨きと記載されている。雨天、降雪時などすべりやすいと思われ、安全のため運用上の対応が必要である。

図面 A-60 で、通り芯⑩に a, b, c と記載されている。キープランを描くと分かり易い。

図面 A-61 議場平面詳細図(1)で柱 2 本撤去とされている。重要な情報であり、A-17 平面図にも記載した方が分かり易い。

図面 A-128 スチール・パーティション詳細図で具体のメーカー名が記載されている。公共工事であり、躯体的なメーカー名の記載は避け一般名称とするか 3 者例示とすべきである。

工程について、3 月の議会承認後、年度末の着工、来年 2 月に引き渡し予定で、その 1 か月前の 12 月の末竣工と予定した。

法規関連で、ビル管理法の対応としては栃木県と協議をし、開始後 1 か月程度で提出予定である。バリアフリー法への対応としては、栃木県のひとにやさしいまちづくり条例等の規定に満足するよう床レベルのフラット化、多目的トイレの設置、エレベーターをバリアフリー対応とし、ドアの有効寸法を確保した。省エネ法への対応としては、1 階の商業部分を除き、照明設備、空調設備について作成済みで、1 階商業部分の確定後、建築指導課に提出予定である。避難計画について、消防本部とも協議し、建築基準法の 12 条 5 項に基づき避難距離等含め検討し、書類を提出した。

構造設計について商業施設から事務所建築への用途転換であり、荷重の負荷が低減される。ただし、書架などを配置する予定の場所については構造の分析をし、耐力を確認し、倉庫スペースを配置した。また、議場は一定の広さの確保のため柱 2 本を撤去し、天井高さ確保のため上階の床スラブを撤去した。それに伴う構造の安全性確認のため、既存の構造計算書を基に耐震診断と構造計算を行い、問題がないことを確認した。

実施設計図で、新市庁舎全体の意匠(色彩、模様など)、外部の看板、内外部のサイン計画が不明である。今後具体化する際、栃木市が栃木県内で初めて伝建地区に指定されたことも踏まえ、意匠計画の検討が必要である。また、サイン計画は栃木市役所のアイデンティティの創出、来訪者の利便性向上のため検討が必要である。

駐車場から 4 階へアクセスする来訪者のため、4 階に市役所案内情報が必要である。

市庁舎は防災拠点である。大震災の際、下水本管との接続が破断された場合、市役所が防災拠点として機能不全となる。汚水処理の検討が必要である。

(まとめ)

実施設計図書は全体として十分作成されている。しかし、一部記載漏れがある。材料名称について、公共事業であり、具体的なメーカー名を記載せず一般仕様とするか3者例示とすべきである。1階の自動扉の衝突防止対策、現金を扱う部門等の安全対策、外部の意匠、内外のサイン計画、大震災時汚水処理対策等検討が必要である。

2.4 積算

1の直接仮設工事の外部足場一式、内部躯体足場一式、内部仕上足場一式の根拠を確認した。

3外壁・外部改修工事でタイル面浮き部補修 50 m²、タイル部分張替 8.3 m²、クラック補修(Uカットシール工法)1866m、クラック補修(発泡エポキシ樹脂注入工法)165m、RC面爆裂部補修 352箇所と計上されている。一部事前に外壁調査した結果に基づき数量を想定、計上したとのことで了解した。なお、施工時、実態に合わせ、工程会議で数量変更について協議した。

4建具改修工事で既存ガラス面シーリング打ち替え(撤去新設)70mの根拠は図面 A-120 建具表(改修)に記載されている。

6エレベーター、エスカレーター工事で、ピット防水処理一式、身障者対応改造費一式の根拠は見積に基づく。

7躯体改修工事の鋼材 H488×300 の 11t の根拠は、拾い書に基づく。

8撤去工事の 8-4 設備機器等の根拠は見積に基づく。

(まとめ)

積算書は適切に作成されていると判断する。

2.5 契約

設計事務所の選定は指名競争入札により 17社が参加した。参加資格は一級建築士の在籍人数、同種の業務経験等に基づいた。

工事契約は条件付き一般競争入札で2社JVによる特定建設工事共同企業体11JV、建築工事一式のA級、代表構成員は総合評定値800点以上、地域要件として市内に本店か支店を有するか、下都賀地区に本店を有すること、同種工事の受注経験があることとした。工事の履行保証は保証会社の保証により担保されている。

なお、設計業務で変更が生じた。基本設計と実施設計を同時進行で作業を進めることになったが、工期が厳しい中で、市民の意見等を伺うための会議、パブリックコメント等で実施設計が遅れたことと、利便性の向上を図るため立体駐車場の改修、業務期間が伸び、また事業費が増加したことに伴い契約変更となった。契約変更は問題ない。

(まとめ)

設計事務所、工事業者の選定方法など契約は問題ない。また、設計業務の契約変更は

問題ない。

2.6 工事監理

工事監理は別の設計事務所の担当者が担当している。

週1回の定例会を施工現場にて開催し、各分野の工事監理に加え、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び、駐車場工事の工程、工事内容の調整等している。毎週火曜日に定例工程会議を開催している。

設計変更について、解体工事後、天井や壁が想定外の状態だったために、設計図通りでない物があり、工程会議で協議をし、変更等対応の指示をしている。また、外壁について、施工前の調査で、設計時想定した数量と異なることが判明した。具体的にはタイル面補修(設計数量50㎡実際82.91㎡)、タイル部分張替(設計数量8.3㎡実際95.19㎡)、クラック補修RC面(設計数量1866m実際1763.2m)、クラックALC面(設計数量165㎡実際113.3m)、爆裂部補修(設計数量352箇所実際211箇所)、モルタル面浮き補修(設計数量0実際51.7m)である。変更の主な内容として、屋上の機械の基礎を撤去することにし、また、バリアフリーの関連でエスカレーターに音声案内を追加することなど、予算増加となった。工事契約の変更は9月議会で提案予定である。

(まとめ)

工事監理は適切と判断する。

2.7 施工

(1) 工程管理

7月末まで進捗率は予定43.64%に対し実際の進捗率は44.5%で、若干先行している。その理由として、内装の工事が多く天候の影響が少ないこと、業者の努力、監理者、監督員の努力などが考えられる。今後の施工管理の参考にされたい。

(2) 設計変更

設計変更について、2.6工事監理で記述した内容の他、看板撤去の後、その部分に防水工事を追加した。

(3) 施工体制

施工体制図を確認した。下請け会社の半数程度が市内企業である。市内経済の活性化に寄与すると思われる。

(4) 施工要領書

施工要領書について、全ての工事分野についてその作成状況を確認した。

(5) 住民説明会

工事着手前、周辺の商店会、自治会に住民説明会を実施した。工事中、騒音振動、埃等に対し苦情が寄せられたが適切に対応した。

(6) 検査

工事毎に検査願いが提出され、検査を実施している。この間、議場の鉄骨の製品検査、受け入れ検査、本締め検査、耐震補強壁の配筋検査、アンカーの引っ張り試験、グラウト注入の検査等実施し、その報告書を確認した。

(7) 官公庁手続き

着手時、着手届が市役所に提出された。

栃木労働基準監督局に、足場設置届け、クレーン設置届、特定元方事業者等の事業開始報告が提出された。なお、足場設置届の際、足場つなぎのピッチについて労働基準監督署から一部変更指示があった。

(8) 安全対策

統括安全衛生責任者は現場代理人が兼務している。各月で工事内容が異なるので、それぞれの工事における危険の恐れに対応するよう安全目標を設定している。特に、墜落、転落防止が中心である。緊急連絡表が事務所内の分かり易い場所に掲示されている。安全衛生日誌の作成、新規入場者教育は適切に実施されていると判断する。労災事故はない。今後とも労災事故防止に努められたい。

交通安全対策について、ガードマンを交通事故防止、車や歩行者の誘導のために配置している。

(9) 環境対策

解体材料にアスベストを含む材料はない。使用している建設車両は排気ガス対策車、低騒音低振動の重機である。

建設副産物処理について、計画書が作成されている。また、すでに処理された副産物の一部(4月19日の金属くず8 m³)についてマニフェスト(A票からE票)を確認した。

(10) 作業環境について

各階、大きな広がりがあり、またやや暗い作業場で、整理整頓されている。しかし作業の位置が分かりづらい。作業を適切に遂行しミスを防止するために、各柱に通芯の記号を表示する必要がある。

作業員用のトイレは仮設の建物内に設置され、適切である。

休憩所は分煙がされていない。また、横臥できる畳一枚分の休憩スペースも望まれる。今後の検討課題である。

(まとめ)

工事は予定より若干先行している。設計変更手続き、施工体制、諸手続き、安全対策、環境対策等適切である。平面規模が大きくやや暗く、位置確認が難しい。柱に通芯記号を掲示する必要がある。作業員用トイレは建物内で問題ない。安全に配慮し、無事故で工事を進めて欲しい。環境対策は適切で、作業環境は整理整頓され問題ない。分煙、横臥できる休憩スペースの確保が課題である。

第3章 総合評価

今回の調査で、特に指摘すべき項目は無い。しかし、今後の課題として、以下の点に配慮し工事を進められたい。

- (1) 本事業は合併に伴う新市庁舎整備の検討中、中心市街地で廃業となった百貨店の利活用という急な事態の変化に対応した内容である。多くの関係者が計画検討に参加した。手続き、方法、内容は適切である。また、既存ストックの活用でCO2抑制、中心市街地の活性化の観点から有意義である。
- (2) 基本設計は、多くの関係者が参加し、十分な内容が作成されている。なお、今後、庁舎の長寿命化のため長期修繕計画を策定し、適切な維持管理が必要である。
- (3) 実施設計図書は全体として十分作成されている。しかし、一部記載漏れがある。材料名称について、公共事業であり、具体的なメーカー名を記載せず一般仕様とするか3者例示すべきである。1階の自動扉の衝突防止対策、現金を扱う部門等の安全対策、縦樋の防犯対策、外部の意匠、内外サイン計画、大震災時の汚水処理対策などの検討が必要である。
- (4) 積算は適切と判断する。
- (5) 契約は適切と判断する。
- (6) 工事監理は適切と判断する。
- (7) 工事は予定より若干先行している。設計変更手続き、施工体制、官公庁諸手続き、安全対策、環境対策等適切である。平面規模が大きいので、作業場の位置確認が難しい。柱に通し芯記号を掲示する必要がある。作業員用トイレは建物内で適切である。休憩所の分煙、横臥できるスペースの確保が課題である。

むすび

おわりに、今回の調査はサンプリング調査により実施したもので、調査範囲から得られた結果についての判断を示した。大切な公金が市民のために適切かつ効果的に使用されるよう、今後も適切な監査活動の継続を要望したい。